

労働保険料の納付は口座振替が便利

- ◎納付に行く“手間”がかからず、納付“忘れ”がありません。
- ◎手数料はかかりません。
- ◎保険料の支払いに最大約**2カ月**ゆとりができます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

- ◎引き落とし日の前後（約3週間前後）に引落内容／結果を毎回**ハガキでお知らせ**します。

かんたんな手続きで申し込み完了

- ▶申込用紙は、**厚生労働省ホームページ**からダウンロードしてください。お近くの**労働局・労働基準監督署**でも配布しています。
- ▶令和3年度全期（第1期）から口座振替を開始する場合の申し込みは、**2月25日(木)まで**に対象口座のある**金融機関の窓口**※へ申込用紙を提出してください。

※第2・3期以降分の口座振替は、上記申込締切日以降も申し込めます。
※対象の金融機関については厚生労働省ホームページをご覧ください。

口座振替について詳しくはこちら

- ▶**厚生労働省ホームページ**

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索 

- ▶**愛知労働局総務部 労働保険徴収課**

TEL 052-219-5501

(開庁時間 午前8時30分～午後5時15分)